

新旧対照表（全変更箇所）

2022年1月29日最終訂正

<p>第一条 名称</p>	<p>この法人（以下「<u>本会</u>」という）は、特定非営利活動法人<u>日本下水文化研究会</u>という。</p>	<p>この法人（以下「<u>本会</u>」という）は、特定非営利活動法人<u>日本水循環文化研究協会</u>という。</p>
<p>第三条 目的</p>	<p>本会は、<u>下水文化の振興に寄与し、下水管理の社会的成熟と水文化の発展に資するため、下水文化に関する調査研究及び普及啓発に関する事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>本会は、<u>我々の共有財である水が社会にもたらす恵沢を増進するため、水循環の健全性の向上・維持、水循環文化の普及啓発、継承を図るとともに、水循環管理に関わるガバナンスの向上に資する活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</u></p>
<p>第四条 特定非営利活動の種類</p>	<p>本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。          一 環境教育の推進を図る活動          二 まちづくりの推進を図る活動          三 <del>下水文化の振興を図る活動</del>          四 環境の保全を図る活動          五 国際協力の活動          ※ 本状では NPO 法の規則に定める非営利活動のなかから活動の種類を選択する。原稿3項はイレギュラー</p>	<p>本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。          一 <u>社会教育の推進を図る活動</u>          二 まちづくりの推進を図る活動          三 環境の保全を図る活動          四 国際協力の活動          五 <u>以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u></p>
<p>第五条 事業の種類</p>	<p>本会は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。          一 下水文化に関する調査研究          二 下水文化に関する普及啓発          三 環境教育としての下水文化教育に資する活動          四 下水文化に関する研究会、見学会、研究発表会を開催          五 機関誌並びに下水文化に関する図書を発行          六 下水文化に関する遺跡の文化財指定運動          七 下水文化に関する資料館、博物館等の設置運動</p>	<p>本会は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う          一 <u>水循環の健全化に関する社会教育を推進する事業</u>          二 <u>水循環の健全化に関する調査研究、普及啓発、情報共有を推進する事業</u>          三 <u>水循環文化の普及啓発、継承に資する活動</u>          四 <u>水循環管理の向上に関わる政策提言</u>          五 <u>水インフラに関わる近代化遺産の文化財登録を推進する事業</u>          六 <u>開発途上地域での水と衛生に関わる国際協力事業</u>          七 <u>その他この法人の目的達成のために必要な事業</u></p>
<p>第六条 支部</p>	<p>第1項省略          2 支部の設置は、運営委員会の承諾を得なければならない。          3 支部の運営は、この規約に定めるもののほか当該支部規則に定めるところによる。          第4項省略</p>	<p>2 支部の設置は、<u>理事会</u>の承諾を得なければならない。          3 支部の運営は、この<u>定款</u>に定めるもののほか当該支部規則に定めるところによる。</p>
<p>第七条 会員</p>	<p>本会の会員は、正会員と賛助会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。          2 正会員は本会の目的に賛同する個人とする。          3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その達成に賛助協力する地方公共団体、民間企業、その他の各種団体（以下「団体」という）とする。</p>	<p>本会の会員は、<u>名誉会員</u>、正会員、<u>特別会員</u>及び賛助会員とし、<u>正会員</u>及び<u>特別会員</u>をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。          2 <u>名誉会員</u>は、本会の目的達成に功績のあった者で、別途に定める称号授与規定に従い、理事会が認定し、これを承諾した者とする。なお、正会員としてとどまることを妨げない。          3 正会員は本会の目的に賛同し、<u>活動に協力する個人</u>とする。          4 <u>特別会員</u>は、第5項に述べる賛助会員の団体に属する者で、本会の目</p>

		的に賛同し、活動に協力する個人とする。 5 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その達成に賛助協力する団体とする。
第八条 入会	本会の会員を希望する者は、別に定める入会申込書を運営委員会代表に提出するものとする。	本会の会員を希望する者は、別に定める入会申込書を <u>理事長</u> に提出するものとする。
第九条 会費	正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。	正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
第十条 退会	会員が退会するときは、退会届けを代表に提出しなければならない。 第2項省略	会員が退会するときは、退会届けを <u>理事長</u> に提出しなければならない。
第十三条 種別及び定数	本会に、次の役員を置く。 一 運営委員会代表・委員 一名 二 同 副代表・委員 二名以下 三 同 委員 二〇名以内（代表、副代表を除く） 四 監事 二名 2 本会は運営委員会代表をもって法に基づく理事とみなす。	本会に、次の役員を置く。 一 <u>理事長・理事</u> 一名 二 <u>副理事長・理事</u> 二名以内 三 <u>理事</u> 十五名以内（理事長・副理事長を除く） 四 監事 二名 第2項削除
第十四条 評議員及び顧問	本会に評議員及び顧問を置くことが出来る。	本会に評議員及び顧問を置くことが出来る。 2 評議員及び顧問は学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、 <u>理事長が理事会の同意を得て、委嘱する。</u> 3 評議員は <u>第三十九条に規定する評議員会を構成する。</u>
第十五条 協力員	(協力員) 代表は、必要に応じ協力員を委嘱することが出来る。	(協力委員) <u>理事長は、必要に応じ協力委員を委嘱することが出来る。</u>
第十六条 選任	委員は、総会で正会員から選任する。 2 代表及び副代表は、運営委員会で互選する。 3 評議員及び顧問は、代表が運営委員会の同意を得て委嘱する。 4 監事は総会で選任する。	<u>理事は、総会で正会員及び特別会員から選任する。</u> 2 <u>理事長及び副理事長は、理事会で互選する。</u> 3 <u>監事は総会で選任する。</u> 4 <u>評議員及び顧問は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。</u>
第十七条 職務	代表は、本会を代表し、その業務を総理する。 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め及び運営委員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。 4 監事は、次に掲げる職務を行う。 一 委員の業務執行の状況を監査すること。 二 本会の資産の状況を監査すること。 三 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 四 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。 五 委員の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、委員に意見を述べること。	<u>理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。</u> 2 <u>副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</u> 3 <u>理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。</u> 4 <u>理事長は、副理事長あるいは理事に、理事会の議決に基づき、特定の職務を委嘱することができる。</u> 5 監事は、次に掲げる職務を行う。 一 <u>理事の業務執行の状況を監査すること。</u> 二 <u>本会の資産の状況を監査すること。</u> 三 <u>前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</u> 四 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

		五 <u>理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。</u>
第十九条 解任	役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。 第2項省略	役員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。 第2項省略
第二十条 報酬等	第1項省略 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。	第1項省略 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、 <u>理事長</u> が別に定める。
第二十一条 種類	この法人の会議は、総会、運営委員会及び評議員会の三種とする。 第2項省略	この法人の会議は、総会、 <u>理事会</u> 及び評議員会の三種とする。
第二十二条 総会の構成	総会は、正会員及び賛助会員を持って構成する。	総会は、正会員及び <u>特別会員</u> をもって構成する。
第二十四条 総会の開催	第1項省略 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 一 運営委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき 二 正会員の五分之一以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。 三 監事が第十七条第4項第四号の規定に基づいて招集するとき。	第1項省略 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 一 <u>理事会</u> が必要と認め、招集の請求をしたとき 二 正会員及び <u>特別会員</u> の五分之一以上から会議の目的を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。 三 監事が <u>第十七条第5項</u> 第四号の規定に基づいて招集するとき。
第二十五条 総会の招集	総会は、前条第2項第3号の場合を除いて代表が招集する。 2 代表は、前条第2項第一号及び第二号の規定により請求があったときは、その日から六十日以内に臨時総会を招集しなければならない。 第3項省略	総会は、前条第2項第3号の場合を除いて <u>理事長</u> が招集する。 2 <u>理事長</u> は、前条第2項第一号及び第二号の規定により請求があったときは、その日から六十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
第二十六条 総会の議長	総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。	総会の議長は、その総会に出席した正会員及び <u>特別会員</u> の中から選出する。
第二十七条 総会の定足数	総会は、正会員総数の三分之一以上の出席がなければ開会することはできない。	総会は、正会員及び <u>特別会員</u> 総数の三分之一以上の出席がなければ開会することはできない。 2 <u>正会員及び特別会員は、ウェブ会議、テレビ会議等でのシステムによって総会に出席することができる。</u>
第二十八条 総会の議決	第1項省略 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。	2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び <u>特別会員</u> の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
第二十九条 総会の表決権等	各正会員の表決権は平等なものとする。 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人と	各正会員及び <u>特別会員</u> の表決権は平等なものとする。 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員及び <u>特別会員</u> は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表

	<p>して表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として書面もしくは電磁的方法によって表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員及び特別会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び特別会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>
第三十一条 理事会の構成	<p>(運営委員会の構成)</p> <p>運営委員会は、委員をもって構成する。</p> <p>2 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。</p>	<p>(理事会の構成)</p> <p>理事会は理事をもって構成する。</p> <p>第2項削除</p>
第三十二条 理事会の権能	<p>(運営委員会の権能)</p> <p>運営委員会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。</p> <p>一 総会に付議すべき事項</p> <p>二 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p>	<p>(理事会の権能)</p> <p>理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。</p> <p>一 総会に付議すべき事項</p> <p>二 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p>
第三十三条 理事会の開催	<p>(運営委員会の開催)</p> <p>運営委員会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>一 代表が必要と認めるとき</p> <p>二 委員総数の三分の二以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。</p>	<p>(理事会の開催)</p> <p>理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>一 理事長が必要と認めるとき</p> <p>二 理事総数の三分の二以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。</p>
第三十四条 理事会の招集	<p>(運営委員会の招集)</p> <p>運営委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、前条第2号の場合にはその日から三十日以内に運営委員会を招集しなければならない。</p> <p>3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも七日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(理事会の招集)</p> <p>理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から三十日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも七日前までに通知しなければならない。</p>
第三十五条 理事会の議長	<p>(運営委員会の議長)</p> <p>運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。</p>	<p>(理事会の議長)</p> <p>理事会の議長は、理事長がこれにあたる。</p>
第三十六条 理事会の議決	<p>(運営委員会の議決)</p> <p>運営委員会における議決事項は、第三十四条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 運営委員会の議事は、委員総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(理事会の議決)</p> <p>理事会における議決事項は、第三十四条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事はウェブ会議、テレビ会議等でのシステムによって理事会に参加することができる。</p>
第三十七条 理事会の表決権等	<p>(運営委員会の表決権等)</p> <p>各委員の表決権は、平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決することができる。</p>	<p>(理事会の表決権等)</p> <p>各理事の表決権は、平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することがで</p>

	<p>3 前項の規定により表決した委員は、前条及び次条第1項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。</p> <p>4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>きる。</p> <p>3 前項の規定により表決した<u>理事</u>は、前条及び次条第1項の適用については、<u>理事会</u>に出席したものとみなす。</p> <p>4 <u>理事会</u>の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>
第三十八条 理事会の議事録	<p>運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>第一、三、四、五号省略</p> <p>二 委員総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）</p>	<p><u>理事会</u>の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>第一、三、四、五号省略</p> <p>二 <u>理事</u>総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）</p>
第三十九条 評議員	<p>(評議員)</p> <p>評議員は、運営委員会の諮問に応える。</p> <p>2 議員会は、評議員をもって構成する。</p> <p>3 評議員は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、代表が運営委員会の同意を得て、委嘱する。</p> <p>4 評議員は、本会の運営に関して代表の諮問に応え、又は代表に対して意見を述べる。</p> <p>5 評議員会は、代表が必要と認めるとき、代表が招集し、開催する。</p> <p>※改正前第3項は第十四条へ</p>	<p>(<u>評議員会</u>)</p> <p><u>評議員会</u>は、<u>理事会</u>の諮問に応える。</p> <p>2 <u>評議員会</u>は、評議員をもって構成する。</p> <p>3 <u>評議員会</u>は、本会の運営に関して<u>理事長</u>の諮問に応え、又は<u>理事長</u>に対して意見を述べる。</p> <p>4 <u>評議員会</u>は、<u>理事長</u>が必要と認めるとき、<u>理事長</u>が招集し、開催する。</p>
第四十条（資産の）構成	<p>本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>一 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>二 会費</p> <p>三 寄付金品</p> <p>四 財産から生じる収入</p> <p>五 事業に伴う収入</p> <p>六 その他の収入</p>	<p>本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>一 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>二 会費</p> <p>三 <u>基金を含む毎年度の財産目録に記載された資産</u></p> <p>四 寄付金品</p> <p>五 財産から生じる収入</p> <p>六 事業に伴う収入</p> <p>七 その他の収入</p>
第四十一条 管理	<p>本会の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。</p>	<p>本会の資産は、<u>理事長</u>が管理し、その方法は、総会の議決を経て、<u>理事長</u>が別に定める。</p>
第四十三条 事業計画及び予算	<p>本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに<u>理事長</u>が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
第四十四条 事業報告及び決算	<p>本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度毎、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度毎、速やかに<u>理事長</u>が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>
第四十五条 定款の変更	<p>本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第二十五条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び特別会員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第二十五条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p>
第四十六条 解散	<p>第1項省略</p> <p>2 前号第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の</p>	<p>第1項省略</p> <p>2 <u>前項</u>第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び特</p>

	四分の三以上の承諾を得なければならない。 第3項省略	別会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。 第3項省略
第四十七条 合併	本会を合併しようとするときは、総会において正会総数員の四の分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。	本会を合併しようとするときは、総会において正会員及び特別会員総数員の四の分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。
第五十条 細 則	この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て代表がこれを定める。	この定款の施行について必要な細則は、 <u>理事会</u> の議決を経て <u>理事長</u> がこれを定める。
付則	省略	付則に下記を追加 7 本会の改定された定款施行時の会費は、第九条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。 正会員 年額 五〇〇〇円 特別会員 年額 三〇〇〇円 賛助会員（企業・自治体） 一口年額 五〇〇〇〇円（三口まで希望による） 賛助会員（NPO 法人等市民団体） 一口年額 一〇〇〇〇円